

受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



マイナンバーカードの健康保険証利用について

- ◎ マイナンバーカードは健康保険証として利用できますので、総合窓口及び料金支払窓口で提示してください。また、診察の都度、受付をしていただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ マイナンバーカードを健康保険証として利用するには手続きが必要です。当院でも手続きはできますのでお申し出ください。5分程度で手続きできます。
- ◎ 留意事項
 - ・ 乳幼児など、マイナンバーカード作成時に登録した写真と現在のお顔が異なり、顔認証ができない場合があります。その際は、暗証番号(4桁)が必要です。
 - ・ 暗証番号で受付される場合は、連続3回間違えるとロックがかかります。
 - ・ 暗証番号がロックされた場合は、住民票のある市町村窓口で再設定が必要となります。



マイナ保険証のメリット

① データに基づく、より良い医療が受けられる

マイナ保険証の利用を通じて、診療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な情報)を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に役立てることができます。

② 持参物の削減

マイナ保険証で以下の情報を確認しますので、受診時に次の証書などは持参不要です。

健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 等

被保険者資格証明書

限度額認定証 限度額適用・標準負担減額認定証

特定疾病療養受療証、こども医療費受給者証、生活保護受給者医療券等の公費についてはマイナ保険証の対象外ですので、ご持参ください。

③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

医療費の領収書を管理・保管しなくても、マイナポータルと e-Tax を連携することで、データの自動入力ができます。